## 生駒市契約後VE方式試行要領

(趣旨等)

- 第1条 この要領は、契約後VE方式の試行に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の「契約後VE方式」とは、生駒市が発注した建築工事(以下「工事」という。)について、契約締結後に受注者から、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更に関する技術提案(以下「VE提案」という。)を受け付ける制度をいう。

(対象工事)

- 第2条 VE 提案の対象工事は、民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものであり、かつ、市長又は工事の施行に係る専決権者が必要と認めて選定した工事とする。
  - (1) 設計金額が1億円以上の工事
  - (2) 前号の工事以外の工事のうち、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待される工事

(VE提案を求める範囲)

- 第3条 VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。
- 2 次に掲げる提案は、VE提案の範囲に含めないものとするが、工事の実状に照らして個々に 定めることとし、設計図書で明記するものとする。
  - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - (2) 契約書第18条の規定に基づき条件変更が確認された後の提案

(VE提案の提出)

- 第4条 受注者がVE提案を行う場合は、提案内容を明示した契約後VE提案書(様式-1から様式-4まで)を提出するものとし、作成に要する費用は、受注者の負担とする。
- 2 VE 提案の提出期間は、原則として、契約の締結の日から当該VE提案に係る部分の工事に 着手する 35 日前までとする。
- 3 VE 提案の回数は、原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

(VE提案の審査)

- 第5条 提出されたVE提案は、生駒市契約後VE審査会において審査を行うものとする。
- 2 VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。
- 3 VE提案の採否については、VE提案の受領後 14 日以内にVE提案採否通知書(様式-5) により通知するものとする。ただし、受注者の承諾を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

(VE提案が適正と認められた場合の設計変更等)

- 第6条 VE提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は、設計図書の変更を行わなければならない。
- 2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは、 請負代金額を変更しなければならない。
- 3 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を計上するものとする。
- 4 VE提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

(責任の所在)

第7条 発注者がVE提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

(提案内容の取扱い)

第8条 VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく生駒市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(入札公告及び特記仕様書に明示する事項)

- 第9条 VE提案を求める場合は、入札公告及び特記仕様書に次の事項を明記する。
  - (1) 入札公告
    - ア 契約後 VE 方式の対象工事であること。
    - イ 詳細を特記仕様書で明記していること。
  - (2) 特記仕様書
    - ア第3条から第8条までに定める事項に関すること。
    - イ VE提案を提出する際の様式

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。